平成２０年（フ）第２４６６号
大阪府八尾市東本町３丁目９番36号
破産者　板倉興業株式会社
1　決定年月日　平成22年７月30日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２１年（フ）第７３５号
兵庫県姫路市宮上町２丁目５番地
破産者　株式会社明石屋商店
1　決定年月日　平成22年７月30日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
神戸地方裁判所姫路支部

平成２１年（フ）第２５１号
埼玉県東松山市大字石橋2239番地37、商業登記簿上の住所埼玉県東松山市大字石橋2239番地38
破産者　株式会社杉田プレス
1　決定年月日　平成22年８月２日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
さいたま地方裁判所熊谷支部

平成２２年（フ）第６２６号
横浜市港北区新横浜１丁目13番18号　プリマヴェーラ新横浜604号室、商業登記簿上の本店所在地横浜市港南区上永谷５丁目12番15号
破産者　有限会社新横浜保険総合企画
1　決定年月日　平成22年８月２日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
横浜地方裁判所第３民事部

平成２１年（フ）第３３号
神奈川県足柄下郡箱根町仙石原399番地の２　サンハイムデドＢ―101、前住所神奈川県平塚市見附町43番21―202号　大平マンション、破産手続開始決定時の住所神奈川県平塚市明石町21番７―801号　オクトピア明石町
破産者　北村　裕二
1　決定年月日　平成22年８月２日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
横浜地方裁判所小田原支部民事部

平成２１年（フ）第７５号
岐阜県高山市石浦町１丁目499番地
破産者　有限会社川上重機
1　決定年月日　平成22年８月２日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
岐阜地方裁判所高山支部破産係

平成２１年（フ）第１３１号
島根県大田市大田町大田ハ312番地、破産手続開始決定時の住所島根県大田市大田町大田イ259番地２
破産者　竹下　勇人
1　決定年月日　平成22年８月２日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
松江地方裁判所出雲支部

平成２０年（フ）第３７号
大分県速見郡日出町2914番地の２
破産者　有限会社福崎工業
1　決定年月日　平成22年８月２日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
大分地方裁判所杵築支部破産係

破産手続終結及び免責許可決定

平成２１年（フ）第３２８号
大阪府泉南市新家1315番地の219、開始決定時の住所福島市大森字西ノ内２番地の７
破産者　片岡　春男
1　決定年月日　平成22年８月２日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
福島地方裁判所

平成２１年（フ）第１５８９号
堺市南区城山台２丁３番12―107号、開始決定時の住所大阪府大阪狭山市今熊７丁目189番地の１　Ｃ―1210号室
破産者　辻　　幹也
1　決定年月日　平成22年８月２日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２１年（フ）第２００４号
大阪府河内長野市緑ケ丘中町17番22号
破産者　臼井　康一
1　決定年月日　平成22年８月２日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２１年（フ）第５９号
鳥取県倉吉市上井町２丁目８番地９　マンションジュネシオン403号室
破産者　本川　敏孝
1　決定年月日　平成22年８月２日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
鳥取地方裁判所倉吉支部

平成２１年（フ）第１８６９号
京都府城陽市寺田今堀52番地178、開始決定時の住所京都府城陽市寺田宮ノ谷41番地の115
破産者　松尾　　修
1　決定年月日　平成22年８月３日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２１年（フ）第１９９３号
京都市上京区上ノ下立売通御前通西入２丁目堀川町527番地27
破産者　落合　靖史
1　決定年月日　平成22年８月３日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２１年（フ）第４１号
香川県木田郡三木町大字氷上2780番地１グランドハイツⅡＨ―201、開始決定時の住所香川県木田郡三木町氷上氷上2217番地23
破産者　大嶌　好春
1　決定年月日　平成22年８月３日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
高松地方裁判所破産・再生係

平成２１年（フ）第８４８号
鹿児島県鹿児島市中山町844番地、開始決定時の住所鹿児島県鹿児島市鴨池新町４番４―306号
破産者　福原　　俊
1　決定年月日　平成22年８月３日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
鹿児島地方裁判所民事第３部破産係

平成２１年（フ）第８３号
熊本県山鹿市山鹿１番地
破産者　津山　明宏
1　決定年月日　平成22年８月３日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算についての異議申述期間が経過した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
熊本地方裁判所山鹿支部破産係